



平成25年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ プ ト  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鉢 嶺 登  
( コ ー ド 2 3 8 9 )  
担 当 者  
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 C F O 石 橋 宜 忠  
電 話 0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年3月28日開催予定の第19回定時株主総会（以下、「本総会」）に付議する定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、定款の変更につきましては、本総会にて正式決定される予定です。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社グループは、近年のインターネット広告業界の激しい市場変化や、スマートフォンをはじめとするO2O市場の発達など、ますます多様化する市場環境に機動的に対応していくために、成長分野への積極投資を行っていく予定です。そのような中で、当社内による育成の他に、ベンチャー企業への投資・支援を行うなど、柔軟かつスピーディーな経営判断を行っていきたいと考えており、将来ベンチャーキャピタル業務を行うことを想定し、現行定款第2条に一部追加を行うものです。また、平成24年11月27日開催の取締役会において決議しました株式分割および単元株制度の採用（効力発生日：平成25年1月1日）に関連し、単元未満株式の権利に関する規定を新設するものです。

#### 2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 後
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1. ～15. 条文省略) 16. 有価証券の取得 <u>及び</u> 保有  (17. ～18. 条文省略) 19. 投資顧問業 (20. ～23. 条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1. ～15. 現行通り) 16. 有価証券の取得、 <u>保有、運用及び</u> 売買  (17. ～18. 現行通り) 19. 投資顧問業 <u>及び</u> 投資業 (20. ～23. 現行通り)

<p>(新設)</p> <p><u>24.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p><u>24.</u> 投資先の斡旋及び仲介業務</p> <p><u>25.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p><u>第8条</u>～<u>第51条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第9条</u>～<u>第52条</u> (現行通り)</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 25 年 3 月 28 日 (木)

定款変更効力発生日 平成 25 年 3 月 28 日 (木)

以 上